

令和8年度福岡県立特別支援学校 幼稚部入学者選考要項

一 基本方針

- 1 特別支援学校幼稚部入学者の選考は、入学を希望する幼児について、その障がいの種類や程度等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 特別支援学校幼稚部入学者の選考は、調査書を参考とし、併せて諸検査、健康診断、面接等により行うものとする。

二 入学志願手続

1 志願資格

障がいが学校教育法施行令第22条の3に示す区分及び程度の欄の視覚障害者又は聴覚障害者の項に該当する者で、原則として保護者とともに本県に在住し、かつ、令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者。

ただし、令和2年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者の編入学については、各特別支援学校において別途考慮する。

2 募集学校

別表のとおりとする。

3 出願の制限

出願は、1校に限るものとし、他の県立特別支援学校との併願はできない。

4 志願書類

入学志願者の保護者は、入学願書及び調査書(志願先学校長が定める様式による。)に必要事項を記入し、志願先学校長に提出すること。

5 入学選考料

無料とする。

6 志願書類提出期間

別表に掲げる募集期間のとおりとする。なお、受付時間は、午前9時から午後4時(受付締切日は正午)までとする。

7 志願書類の受付

校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して、志願者に交付するものとする。

8 県外からの志願

福岡県外に居住している志願者は、入学願書提出時までに、現住所のある都道府県教育委員会（現住所が指定都市の場合は指定都市教育委員会）を経由して、県外志願許可願を福岡県教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、許可を受けるには、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であることを要する。

- (1) 入学の日までに保護者とともに福岡県内に転居することが確実である者
- (2) 福岡県内の福祉施設等に入所している者又は入学の日までに入所することが確実である者
- (3) (1)、(2)のほか、福岡県立特別支援学校を志願することについて、やむを得ない事情があると福岡県教育委員会が認める者

三 入学者選考

1 選考の方法

- (1) 選考に当たっては、校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手續及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。

2 検査内容

障がいの状態等に関する検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、別表のとおりとする。
- (2) 日程は、校長が定めるものとする。
- (3) 検査当日、不慮の事故、感染症の罹患等真にやむを得ない理由により受検できなかった者については、後日追検査を行うことができる。

4 検査場等

- (1) 検査は、志願先学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、志願先学校において行うものとする。

5 検査場責任者

校長を検査場責任者とする。

四 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、別表のとおりとする。
- 2 合格者発表は、志願先学校での掲示及び学校ホームページへの掲載等により行うものとする。

五 募集要項

校長は、この要項に基づき入学者選考の募集要項を作成するものとする。

別表

種別	学 校 名	募集定員	募 集 期 間	検 査 期 日	合格者発表
視 覚 障 が い	北九州視覚 特 別 支 援	若干名	令和 8 年 1 月 23 日(金) ～ 1 月 30 日(金) 正午締切	令和 8 年 2 月 13 日(金)	令和 8 年 3 月 3 日(火)
	福岡視覚 特 別 支 援	若干名			
	柳 河 特 別 支 援	若干名			
聴 覚 障 が い	小倉聴覚 特 別 支 援	若干名			
	福岡聴覚 特 別 支 援	若干名			
	久留米聴覚 特 別 支 援	若干名			
	直 方 特 別 支 援	若干名			

(注) 日程は、感染症等の状況によっては、変更になる場合がある。